

一般社団法人日本有病者歯科医療学会 認定医・専門医更新について

認定医制度 更新要綱 認定医制度の単位制（5年ごとに更新とする。）

第1条 継続申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 専門医は更新時 80 単位
2. 認定医は 50 単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本口腔外科学会、日本歯科麻酔学会、日本口腔科学会、等

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会雑誌論文掲載「有病者歯科医療」
 - (1) 筆 頭 40 単位
 - (2) 共著者 20 単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆 頭 10 単位
 - (2) 共著者 5 単位

なお、関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、認定委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
 - (1) 筆 頭 20 単位
 - (2) 共著者 10 単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ①筆 頭 5 単位
 - ②共著者 3 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ①筆 頭 3 単位
 - ②共著者 1 単位

第4条 学術大会出席

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会 20 単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5 単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3 単位

第5条 研修会

日本有病者歯科医療学会主催の研修会（教育研修会・学術セミナー・BLS 含）については下記の単位とする。

- (1) 1日開催 20 単位
- (2) 半日開催 10 単位

- 付則
1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。
 2. 1日開催との基準は10:00～16:00 までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。
 3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。